

平成28年4月25日
建築住宅課
225-1775
(内線5300)
担当：竹内課長

平成28年熊本地震に係る被災宅地危険度判定士の派遣について

国土交通省の要請により、平成28年熊本地震における被災宅地危険度判定を実施するため、被災地へ次のとおり職員を派遣する。

- 1 派遣職員
人数：石川県3名（建築職員2名、土木職員1名（石川県被災宅地危険度判定士））
- 2 派遣期間
平成28年4月28日（木）～5月2日（月）
※現地での活動 4月29日（金）～5月1日（日）3日間
- 3 派遣場所
熊本市又はその周辺市町
- 4 業務内容
被災宅地危険度判定業務

〔被災宅地危険度判定業務〕

地震発生後、余震等による宅地の擁壁やのり面の崩壊などによる二次災害を防止するため、判定士が亀裂や変形などを調査し、「危険」（赤）、「要注意」（黄）、「調査済」（青）の3区分で宅地の危険度を表示する業務。

判定士は、一定の実務経験又は資格を有する者で所定の講習を受けた者の中から県知事が登録。